

【表紙】

【発行登録番号】 4 - 外債 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 4 年12月16日

【発行者の名称】 欧州投資銀行
(European Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 Eric Lamarcq
(財務局副局長兼グローバル・ヘッド・オブ・
トレジャリーおよびキャピタル・マーケット)
Dita Sole
(財務局資本市場部ヘッド・オブ・
ディビジョン (臨時))

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03)6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善
弁護士 海江田光
弁護士 奥村文彦

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03)6438-5511

【発行登録の対象とした募集又は売出し】 債券の募集

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日
(令和4年12月26日) から2年を経過する日(令
和6年12月25日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 1兆円

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【発行主体】

欧州投資銀行（以下「EIB」という。）。債券の発行に直接関係のある会計はない。EIBが借入れることのできる金額についての法的限度はない。ただし、EIBによる貸付および保証は、定款の規定により、応募済資本金、準備金、割当されていない引当金および損益計算書の剰余金の250%を超えることができない。

2【募集要項】

未定（発行又は募集の都度決定する）

3【利息支払の方法】

未定（発行又は募集の都度決定する）

4【償還の方法】

未定（発行又は募集の都度決定する）

5【元利金支払場所】

未定（発行又は募集の都度決定する）

6【担保又は保証に関する事項】

未定（発行又は募集の都度決定する）

7【債券の管理会社の職務】

未定（発行又は募集の都度決定する）

8【債権者集会に関する事項】

未定（発行又は募集の都度決定する）

9【課税上の取扱い】

未定（発行又は募集の都度決定する）

10【準拠法及び管轄裁判所】

未定（発行又は募集の都度決定する）

11【公告の方法】

未定（発行又は募集の都度決定する）

12【その他】

未定（発行又は募集の都度決定する）

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

手取金は、発行者が既に行ったかまたは今後行う貸付の実行を含む一般業務資金に充当される。行われる貸付の対象となる具体的な事業または借り手も、また係る事業が所在することとなる国も特定されていない。

第4【法律意見】

関東財務局長への発行登録書の提出に関し、法務部を通じて行為するEIBが下記の趣旨の法律意見書を提出している。

発行登録書および関東財務局長に対するその提出は、発行者によりかつこれに代わって正当かつ適法に授権されている。

第5【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）
令和4年6月30日 関東財務局長に提出

事業年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）
令和5年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）
令和6年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国者臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

該当事項なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし